

はじめに

名古屋市におけるほとんどの健康福祉施策は各区役所の窓口を通して、住民に提供され、実施されます。

その中には、地域の民生委員・児童委員の協力等を必要としている施策もあります。各種の社会福祉関係の法令、協力事項をよく理解し、民生委員・児童委員活動をすすめていくことは重要ですが、実際に本市において、どのような事業があり、どのような人たちを対象に実施されているのかを知ること、たいへん重要なことです。

そこで、名古屋市独自で実施している事業、国の事業、県の事業等の中で、主なものを選び、表にまとめました。広くご活用いただければ幸いです。

(※令和6年6月1日時点で作成しています)

表の見方

〇〇〇制度		(市)	← 同じような制度が2つ以上ある場合、その制度を定めている機関を示す。
-----	-----		
-----	-----		
-----	-----		
-----	-----		

【区福祉課高齢福祉担当】

【 】 区役所等担当窓口

[健康福祉局高齢福祉課]

[] 健康福祉局・子ども青少年局担当課

※本冊子では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」について「障害者総合支援法」と表記しています。